

第2回 福岡市バリアフリー推進協議会 議事録

日 時：平成24年11月5日（月） 15時から17時

場 所：天神ビル11階10号会議室

出席者

【利用者等】

中原 義隆 NPO法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長
染井 圭弘 社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会 会長
松尾 智仁 福岡市聴力障害者福祉協会 理事
菅原 義和 福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部 支部長
山田 隆義 福岡市肢体障がい者福祉協会 事務局長
向井 公太 (社福)福岡市手をつなぐ育成会 理事長
伊丹 健次郎 福岡市自閉症協会 副会長
野澤 重信 福岡市精神保健福祉協議会 会長
坂田 美和子 福岡市PTA協議会 副会長
関 由紀子 福岡市女性翼の会 会長
Effie LIANG ラブエフエム国際放送(株)
嶋山 一機 We Love 天神協議会 事務局長
有隅 基樹 博多まちづくり推進協議会 事務局長

【学識経験者】

竹下 輝和 九州大学大学院 人間環境学研究院 教授
外井 哲志 九州大学大学院 工学研究院 准教授
定村 俊満 NPO法人FUKUOKAデザインリーグ 副理事長

【施設設置管理者】

田中 渉 九州旅客鉄道(株) 鉄道事業本部営業部 担当部長
岡本 道弘 西日本鉄道(株) 鉄道事業本部施設部長
清水 信彦 西日本鉄道(株) 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長

【行政】

細川 道夫 福岡県警察本部 交通部交通規制課長 代理
花田 諭 福岡県警察本部 交通部駐車対策課長 代理
富山 英範 国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長
馬場 隆 福岡市住宅都市局長
藤 正行 福岡市道路下水道局長 代理
野見山 勤 福岡市港湾局長
角原 孝 福岡市交通局理事
中島 淳一郎 福岡市保健福祉局長

【アドバイザー】

大波多 昌志 国土交通省九州地方整備局 企画部企画課長 代理

【議事録】

〈開 会〉

会 長：本日の議題となっている資料について、事務局からの説明を受けて意見交換をおこないます。事務局から内容についての説明をお願いします。

事 務 局：（配付資料により説明）

～資料説明後～

会 長：資料4「バリアフリーまち歩き」についても説明をお願いします。

事 務 局：（配付資料により説明）

会 長：事務局の説明について皆様と意見交換を行いたいと思います。

委 員：23ページ「道路に関するバリアフリー化推進の方向性」に、エスコートゾーンに関する記入がありますが、「検討を進めます」ではスピードが遅いような気がします。

広い横断歩道の場合まっすぐに歩くことができなかつたりするので必要です。また、歩車分離交差点では歩く方向がわかりにくいので、エスコートゾーンとセットでの設置をお願いしたい。

委 員：今のご意見は大変重要な指摘だと思います。市内ではエスコートゾーンをあまり見かけません。

実際に学生に体験させてみたら、歩車分離の交差点では向かう方向がわかりにくいいためまっすぐ歩くことができませんでした。

歩道の誘導ブロックが横断歩道の手前で切れるので、方向が分からなくなってしまい問題だと思います。

委 員：エスコートゾーンの設置は、利用者の方から要望があれば、内容を確認して対応をしていくこととなります。広い横断歩道や歩車分離交差点への設置の要望については、今後、県警と協議をして対応を考えたいと思います。また、エスコートゾーンは、音響信号機とのセットで設置するように県警と話をしているので、ご意見の内容についてもそのように対応していきたいと考えています。

委 員：現在、福岡県内にエスコートゾーンは、5箇所設置されています。

県警では歩車分離交差点の信号機に、視覚障がい者向けに音の鳴き交わしによる『ピヨピヨ、カッコー』の音声案内を設置しています。

エスコートゾーンについては、全国的にみても対応がまちまちで、福岡での設置も進んでいませんが、必要であると認識していますので、今後、道路管理者とともに検討を進めていきたいと思っています。

会 長：エスコートゾーンの設置は、新しいテーマだと思います。まち歩きのなか

でエスコートゾーンの検証をお願いしたい。

事務局：次回、まち歩きを行う際には、エスコートゾーンも含めた企画を検討したいと思います。

委員：33ページ「移動支援の推進」に「情報保障の考え方に基づく取組み」との記述がありますが、情報保障の定義が広いのでソフト面のバリアフリー化における考え方を分かりやすく説明して頂きたい。

事務局：情報保障は、重要なことだと捉えており、情報をひとつの手段だけではなく、様々な代替手段を用いて提供することが重要であると考えています。本日の協議会資料においても紙資料だけでなく、点字資料や手話通訳などを準備していますが、そのようなことが大事だということを課題として記述したものです。

なお、福岡市としては、行政から市民へ情報を提供する機会が多いので、その際の留意点をまとめたガイドラインの作成なども必要と考えています。ガイドラインは民間でも活用できる部分があると思うので柔軟にお示ししていきたいと考えています。

委員：情報保障は、移動や交通機関の利用時だけでなく、生活全般に必要な情報の受発信と捉えています。

例えばテレビで、ニュースの時に聴覚障がい者に配慮して、音声日本語の時でも字幕を流していますがこれも情報保障の一環です。ウェブで色覚障がい者のための色彩対比を用いるなどもそのひとつです。

情報保障の言葉が32ページの「移動支援の推進」の項目だけに使われていることに違和感をおぼえます。情報保障は、移動支援に限ったことではなく全体的に係ってくる事なので、「計画の基本事項、施策体系、ソフト面のバリアフリー化」に、情報保障だけで個別に項目を立ち上げてもいいのではないかと考えています。

次に、まち歩きの件ですが、ここに出ているご意見は、参加された利用者の意見を集約したものであって、実は利用者本人も気づかない壁、つまりバリアがあることが書かれていません。

参加者の行動をよく観察し、利用者本人も気づかない所でのつまずきなどのバリアに気づくことが大事です。そのような点にも配慮してまち歩きに取り組んで頂きたい。

会長：情報保障については、パブコメまで時間的に余裕がないのでパブコメを受けた後の第3回協議会で議論を深めてはどうかと思いますが、そのような取り扱いでよろしいですか。（委員からの異議なし）

情報保障は移動支援の推進に入れるのではなく別に項目立てしてはどうかという意見がありましたが、前回の協議会では議論していない分野なので、少し時間をかけて検討させて頂きます。また、まち歩きについては委員の意見を受ける形で実施して頂くようお願いいたします。

委員：34ページ「バリアフリー化の支援と進行管理」のインセンティブの3行目で「国の支援制度を活用」とありますが、「国の支援制度も活用」と主体性を持たせて表現したほうが良い。

委員：「国の支援制度も活用」の表現でいいです。

委員：情報保障が33ページ「移動支援の推進」の項目に書かれているのは、移動時の情報保障が重要だということだと解釈しました。

私が知っている視覚に障がいのある人はインターネットを音声で利用していますが、多くの方はそのようなことができない状況にあると思いますので、そういうものも含めた情報保障をこのバリアフリー基本計画で書くのは難しいところだと思います。

社会問題として捉えた場合の情報保障は範囲が広すぎるため、施設整備に関連する事項に絞った方が良いでしょう。

情報保障を総論の部分で書くことはよいと思いますが、「移動支援の推進」は具体的な分野なので、そこは強く書いて頂きたい。

委員：情報保障の話は、基本計画の枠組みの問題だと思います。

移動に限るとした場合の話をしめすと、外出する前の情報収集を含めて移動支援と考えようというのが最新の考え方です。例えば、車いすを使用した場合、何処の駅の何処の通路、どのトイレが使えるのかなど、事前の情報収集が移動のプロセスの一部となっています。障がいのある人が旅のプランニングを事前にできるような整備のあり方が移動支援には重要になります。

事務局：移動支援に情報保障を入れているのは、あくまでバリアフリー基本計画の枠組みを考えた上で、実際に移動に困難を抱えておられる方に対してハード整備が追いつかない時の補完となるソフト面の取組みとして情報提供があり、それを保障していくという考え方で移動支援の中に記述したところです。

出かける前の情報収集につきましては、33ページ「外出に関する情報の提供」に、取組みの方向性としてバリアフリーマップをホームページに掲載していることを記載しています。外出する先の施設のバリアフリーの整備状況やサービス等を情報として提供しているところです。

本計画では、主に移動に困難を抱える方への情報提供として情報保障を位置付けています。生活全般に関しては、本基本計画に記載することも含めて検討の時間を頂きたいと思います。

委員：前回、バス停の外マイク禁止についてお話をしたのですが、外マイク禁止の張り紙が撤去され、新しく「確認」という張り紙が視覚障がい者のイラスト付きで貼ってありました。

乗務員の方も視覚障がい者の人を見かけるとしっかりと案内をして下さり対応も良くなったと会員から報告を受けています。

この配慮に対してバス事業者に感謝を申し上げます。今後も地域住民の方への啓発も含めてよろしくお願い致します。

委員：聴覚障がい者は文字の情報が一番大事です。例えば、交通機関で事故が起きた時の緊急情報など文字情報が大事です。私たちは音声情報は取得できません。これは移動支援の情報保障にもつながる話だと思います。

私たちも外出する前の情報収集は重要なのでそこも含めて移動支援と考えて頂ければ安心して外出できると思います。それがともなっているバリアフリーだと思います。

- 委員：6ページのグラフですが、平成22年の精神障がい者の数は、障がい者手帳の所有者になっています。しかし、私の施設では障害者手帳を持っていない方が2割程います。ですから実数はもっと増えるということを理解して頂きたい。
また、民間公共交通の運賃割引ですが、精神障がい者はまだ実施されていません。これらの要望について市も支援してほしいと思っていますのでよろしくお願いします。
- 事務局：公共交通機関の割引制度については、全国的な課題でもあり、担当部門で検討を重ねているところです。
- 委員：知的障がいに対して理解をして頂くことが大事だと考えているので、31ページ「心のバリアフリーの推進」の取組み例に加えてほしいことがあります。例えば、九州のある県では、知的障がい者のうち、公共交通機関を利用して施設に通っている人が3割で、7割は家族等による送り迎えで通っている状況について、一般路線バスを利用した通所の促進事業による改善の取組みが行われています。これは、保護者の負担を減らすことや、知的障がい者が一般の人と通所することでの障がい者の社会参加、及び障がいへの理解が深まるという幾つかの目的があります。これまでは危険だということで行われてこなかったのですが、一般の社会のルールを経験させることが、障がい者の社会参加につながるという考えでそのような取組みが行われています。
障がいのある当事者を含めた取組みやそれらの取組みによる障がい者への理解を深められる事例、当事者の力を引き出す方向での取組み例などを考えて頂きたい。
- 事務局：今回の資料には、当事者の参画という取組みが書かれていませんが、支援が必要な障がい者だけでなく、障がい者が自ら行動していくという視点で文章を工夫してみたいと思います。
- 会長：障がい者の参画というのは、非常に重要な視点だと思いますので検討をして行くこととしています。
- 委員：新たな重点整備地区の設定ですが、百道浜地区や藤崎地区などは広い道路を境に合理的に地区が囲まれているようですが、姪浜地区の設定は入り組んでいます。重点整備地区をよく見ると、整備する経路が広い道路から繋がるのではなく、ある地点から出ている。姪浜地区を例にとると、北側の狭い道路から地区が始まっているのですが、旧202号線・旧唐津街道（千代～今宿線）と南側の都市高速道路下の整備された道路をつなぐように線を結べば合理的配慮になるのではないかと考えています。
また、市民福祉プラザの近くの生活道路のバリアフリー化整備が行われ歩道と車道の段差はなくなったが、幅員は変わらず電柱や電灯ポールがあるうえに、車両乗り入れ防止のポールが立ち並んだため、車いすの方が通れなくなった。自転車やベビーカーの方は一度車道に出てまた歩道に戻るといった矛盾したつくり方がされている。そういうことがないように検証して設計などに生かして頂きたい。
- 事務局：生活関連経路につきましては、基本的に施設間をつなぐという考え方で設

定をしています。姪浜地区についても、子どもプラザや区役所などの施設の入口までつながることを念頭におき、なおかつ、通常徒歩で移動される方がよく利用する道路を経路として設定しています。

この経路がいいという所がありましたら、事務局に伝えていただき、実際に踏査などを行ないたいと思いますのでご協力をお願いします。

また、ご指摘のありました歩道の整備に関しては、整備を担当している部署に意見をお伝えし、今後の対応に生かしていきたいと思います。

委員：障がい者の社会参画は大事なことだと思います。

現状として、駅がある重点整備地区は、これまでの取組みで駅のバリアフリー化が進んでいるのでその地区に行きやすい。しかし、バスによる移動は、駅員による介助などが無いために障がいのある方にとっては、とてもつらいことです。バス停しかない地区に行くまでの経路というのが欠落しているのかもしれませんが。

この間、博多駅周辺のまち歩きを実施し、障がいのある方の移動について観察させて頂いたが、車いすの方は「いつ来るかわからないけど車いす対応のバスが来るまで待つ」と言われました。ちゃんと何時に来るかホームページなどで分かるようになる。それが事前のプランニングだと思います。バリアは高いかもしれませんが、バスによる移動の重要性をみんなで考えなくてはいけないと思っています。そのためにも事前の道路状況等の情報収集のあり方が大事になると思います。

会長：今回、提案して頂いた19地区の重点整備地区について、今後どのように取り組んでいくのか、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：重点整備地区では、生活関連経路について、一部整備が済んでいるところもありますが延長約4.7kmをこの計画期間の8年間の間に、整備担当部署が計画を立ててバリアフリー化を進めていくこととなります。その際に一部の経路については、まち歩きを行い、整備担当部署と利用される方が意見交換を行って整備内容を検討していくという手法を取り入れたいと思います。

旅客施設については、18～19ページ「バリアフリー化推進の方向性」に記載している内容で整備を進めていくこととなります。

バス停については、高齢者などのバス利用率が高く重要な交通手段のため、まずノンステップバス車両の導入について交通事業者と市が共働で推進し、バス停の利用環境の改善ということで、本年度から道路管理者がバス停に上屋やベンチを設置するというモデル的な取組みを始めることになっています。その際には重点整備地区における重要性も踏まえて、取組みが誘導されていくこととなります。

公園は、整備担当部署が公園を整備する際にバリアフリー化を行うこととなります。

それぞれの施設管理者が計画期間の8年間で重点整備地区のバリアフリー化を進めていくこととなります。

会長：パブリックコメントでは、多くの意見が寄せられると思いますので重点整備地区も含めて反映していくことを検討していただきたい。

委員：パブリックコメントの時には視覚障がい者用にテキストリーディングで読

めるような対応と、重点整備地区の図面の説明を2～3行の文章で簡潔に記述して頂くと有効なパブコメになるかと思ひます。

会 長：パブリックコメントのための資料について、情報保障については今回頂いた貴重な意見を反映してパブコメにかけるといふことも考えられるのですが、できればこの原案のままでパブコメをさせて頂きたいと思ひます。といふのも、修正等にかんがりの時間が必要になるのではないかと心配してあります。事務局の対応はいかがですか。

事務局：今回頂いた意見の中で大きな部分は情報保障のところだと思ひます。竹下会長からご提案があったように、できましたらパブリックコメントは原案のままで対応させて頂ければと思ひます。パブリックコメントを実施する前に議会への報告もありますのでそちらの意見とパブリックコメントでの意見をいっしょに整理した形で第3回推進協議会に提示させて頂ければと思ひます。なお、パブコメの資料については、視覚障がい者用にも対応したいと思ひます。

会 長：今回の貴重なご意見については、議事録にしっかり残して頂き、第3回の推進協議会でしっかり議論していきたいと思ひます。パブコメの資料については、原案のままで対応するといふことで進めていきたいと思ひます。

委員：先ほど私が述べた地区や経路については、姪浜地区に特化した話ではありません。重点整備地区に関する設定の考え方として検討してほしいといふことです。例えば、駅に近い区間だけではなく広い道路からの動線をつないで整備をするような考え方を検討してほしい。全体に係る基本的な考え方として申しあげたのでよろしくお願ひします。

会 長：本日は、前回に引き続き大変貴重なご意見を頂きました。それについては、私と事務局が責任をもってパブリックコメントの原案を作成したいと思ひます。情報保障については、先ほど言いましたように次回の協議会までに整理したいと思ひます。それでは、他にご意見等がなければ第2回協議会を終了したいと思ひます。

事務局：（閉会の挨拶）